

一般社団法人日本色彩学会 論文賞規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本色彩学会（以下、本学会という。）の定款第4条（3）に基づく表彰のうち、一般社団法人日本色彩学会論文賞（以下、論文賞という。）について規定する。

(賞の性格)

第2条 論文賞は、当該年度の12月までの過去1年間に、日本色彩学会誌、Color Research and Application 誌、又は、Journal of the International Colour Association 誌に掲載された最も優秀な原著論文を表彰するための賞であり、その著者に（複数の場合は著者全員に）贈るものとする。ただし、著者の少なくとも一人は、本学会の正会員、名誉会員、又は学生会員でなければならない。

2 論文賞の受賞対象論文は、原則として1年に1論文以内とする。なお、同一著者による論文賞の再受賞は、これを妨げない。

(審査委員会)

第3条 論文賞の受賞候補論文の審査および選定は、一般社団法人日本色彩学会論文賞審査委員会（以下、審査委員会という。）が行う。

2 審査委員会は、委員長1名、幹事1名を含む委員10名以内をもって構成する。ただし、一般社団法人日本色彩学会誌編集委員会およびCRA編集委員会より推薦された者を各1名、および理事1名を含むものとする。また、幹事は理事が当たる。

3 委員は、候補論文の著者でない者とする。また、委員名は非公開とする。

4 委員は、理事会が選定し、会長が委嘱する。

5 委員長は、委員の互選による。

6 委員の任期は、委嘱の日から通常総会の日までとする。ただし、再任を妨げない。

(審査の手順)

第4条 委員長は、毎年1月から4月までの間に審査委員会を開催し、受賞候補論文の選定および審査を行う。審査委員会は、委員総数の半数以上の出席をもって成立とする。

2 審査委員会は、論文賞にふさわしい受賞候補論文を選定する。なお、該当する受賞候補論文がない場合は、表彰を行わない。

3 委員長は、選定理由を付して、受賞候補論文を理事会に推薦する。

4 理事会は、審査委員会の推薦に基づき、受賞対象論文および受賞者を決定する。

(表彰)

第 5 条 論文賞の表彰は、一般社団法人日本色彩学会全国大会において、会長が行う。なお、論文賞の表彰は、日本色彩学会誌に公示される。

2 賞として表彰状を、副賞として賞金 5 万円を贈呈する。

(規程の改廃)

第 6 条 本規程の改廃は、理事会が行う。

附則

本規程は、2015 年（平成 27 年）12 月 1 日から施行する。

一部改正 2017 年（平成 29 年）4 月 1 日